

(議院運営委員会)

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一五号) (衆議院提出) 要

旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、一般職の国家公務員に準じて、国会職員について育児休業の取得回数制限を緩和する。
- 二、この法律は、国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。